

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の名称

地産地消運動を支える道路整備計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

三重県、津市、松阪市、三重県多気郡大台町、三重県北牟婁郡紀北町

## 3 地域再生計画の区域

松阪市並びに三重県多気郡多気町、大台町、度会郡度会町、大紀町、南伊勢町及び北牟婁郡紀北町の全域及び津市の区域の一部（美杉地域及び一志地域を除く）

## 4 地域再生計画の目標

本計画は県のほぼ中央に位置した区域を対象としたものである。北部に位置する津地域は県庁所在地として行政、学術、文化機能等が集積しており、中央に位置する松阪地域は、古くから紀伊半島や伊勢志摩への交通の要所として栄え、中南勢地域の商業の拠点として発展してきた。また南部に位置する伊勢地域及び東紀州北部地域については、近年、紀勢自動車道の整備が進んだことによりアクセスが向上したことから、それらの地域を含めて一体的に路網の整備を行うこととした。

当地域は、山間地帯の一部を除き温暖多雨で、西に布引山系、東に伊勢湾、熊野灘を有し、安濃川、雲出川、櫛田川、宮川、赤羽川などの河川が地域を潤しながら横断しており、上流域は森林地帯を、中流から下流は肥沃な穀倉地帯を形成している。

このため、水稻を基幹作物として、露地野菜、施設園芸、果樹、花木など多様な作物が生産されており、世界的ブランドである「松阪肉」をはじめ、キャベツやナシなどの生産が盛んである。

また、当地域の森林は人工林率も高く、特に松阪市西部は「波瀬林業」として、東紀州北部は「尾鷲ヒノキ」の産地として古くから県内有数の優良林業地帯を形成し、全国的に知られている。

しかしながら、農業においては農家数や耕地面積は年々減少傾向にある。林業においても、当地域の75%を占める森林は伐期を迎えようとしているが、木材価格の低迷や路網整備の遅れなどにより効率的な森林施業ができないことなどから、適切な森林整備に支障をきたしているなど、当地域の農林

業は年々活力が低下している。

これまで三重県は、これら県産品の地産地消運動の展開やブランド化推進などのマーケティング戦略により農林水産業の競争力の強化をはかり、地域の再生を推進してきた。また近年は、安全で安心な新エネルギーへの期待が高まっており、木質バイオマス発電所が平成26年11月に新規稼働し今後も2施設の工事着工が予定されているなど、エネルギーの地産地消としての取組も進められているところである。電力の安定供給のためには、木質チップ原料の一定量の安定的な確保が必要であり、広範囲における間伐材の調達が求められている。地産地消運動を効果的に推進していくうえで、多様な産物を享受することのできる区域として、8市町を当計画の区域とした。当地域における活力向上のためには、様々な施策の実施による農林業の活性化が必要である。

当地域内には、県内における農産物の中核的流通拠点である「三重県地方卸売市場」、県産材の総合流通加工基地「ウッドピア松阪」があり、当地域の農林業の活性化のためには、これらの施設の有効活用が必要不可欠であり、そのための基盤整備を引き続き進めていくことが重要である。

一方、高度成長期以降に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが見込まれる中、老朽化により道路施設の機能が低下することで、農林産物の安定的・効率的な供給などに支障をきたすことが懸念される。

こうした中、農林業の活性化を支える道路ネットワークが将来にわたって機能を適切に発揮し続けるためには、輸送の効率化等を目的とした路網整備と併せて、施設の定期的な点検診断とその結果に基づく補修・更新などの道の保全対策が不可欠である。

これらのことから、地域内に広がる農地・森林と、「三重県地方卸売市場」・「ウッドピア松阪」を、広域農道や林道などの道路ネットワークで接続するための路網の整備と、既存道路ネットワークの機能を維持していくための林道の保全対策（点検診断）を実施する。こうした取組を一体的に実施することにより、道路ネットワークの機能を維持しながら、産地からこれら拠点施設への輸送の効率化を進めることで、拠点施設における取扱量の拡大を図り、地域資源を生かした「もうかる農林産業」の実現を通じた地域の再生を目指す。

(目標1) 「ウッドピア松阪」へのアクセス改善

(多気町丹生地区からウッドピア松阪までのアクセス時間の短縮)

現状 (H25年度) : 39分

- (H29年度) : 24分 (農道供用後)
- (H31年度) : 24分

(目標2)「ウッドピア松阪」における原木等取扱量

- 現状 (H25年度) : 10.2万m<sup>3</sup>
- (H29年度) : 10.7万m<sup>3</sup>
- (H31年度) : 11.0万m<sup>3</sup>

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

三重県では、地域で生産された農林水産物や農林水産業に由来するサービスを地域で消費・享受することを通じて、地域の住民が自らの生活、地域のあり方等について見つめ直そうとする運動を「地産地消運動」として展開してきた。現在は、新たなビジネス創出に向けた基盤づくりのための取組として、主に農林水産資源の高付加価値化やブランド化に取り組む事業者への支援や、地域の食材を通じた食育の推進、県産木材「三重の木」を使った住宅建設への支援などに取り組んでいる。また、木質バイオマスのエネルギー利用については、木質チップ原料の確保など木質バイオマスの安定供給体制の構築に向け、事業者や関係者と連携した取組を進めている。

これらの事業と併せて、松阪地域にある「三重県地方卸売市場」及び「ウッドピア松阪」を中心にその他道の駅の直売所等のアクセスを向上させるため、広域農道及び林道を整備し、地域内に広がる農地・森林と流通拠点を道路ネットワークで接続するとともに、林道の保全対策(点検診断)の実施により既存道路ネットワークの機能を維持していくことで、地産地消運動の根幹を支えていく。

具体的には、北部の津地域は、国道163号を通じて地域を縦断している広域農道とつながる、森林基幹道「経ヶ峰線」、森林施業道「中畑線」の整備を行う。これらの整備により、国道や広域農道を通じて地域の森林と「ウッドピア松阪」へのアクセスが向上するとともに、錫杖湖周辺のキャンプ場・公園施設などこの地域の観光地へのアクセス道としての効果も期待される場所である。

また、中央部の松阪地域においては、広域農道「中南勢二期地区」、森林基幹道「三峰局ヶ岳線」、「野又越線(大台側)」、森林管理道「波留相津線」、森林施業道「トロセ線」の整備を行うとともに、松阪市及び大台町の林道において保全対策(点検診断)を実施する。これらの整備と保全対策を一

体的に実施することにより、国道166号を中心とした道路のネットワーク化と機能の維持が図られ、各産地と流通拠点である「三重県地方卸売市場」及び「ウッドピア松阪」へのアクセス機能が維持・向上する。

南部の伊勢地域においては、森林管理道「木屋村山線」、「鶴ガ坂線」の整備を、東紀州北部地域においては、森林基幹道「野又越線（紀北町側）」、森林管理道「江竜線」の整備と紀北町の林道における保全対策（点検診断）を行い、国道42号、紀勢自動車道及び熊野尾鷲道路を中心とした道路のネットワーク化と機能の維持が図られ、地域の森林と「ウッドピア松阪」とのアクセス機能が維持・向上する。

## 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

### 道整備交付金【A3001】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

広域農道「中南勢二期地区」	土地改良法	H12.7.25認可
林道「経ヶ峰線」	北伊勢地域森林計画	H23.4.1樹立
林道「中畑線」	北伊勢地域森林計画	H23.4.1樹立
林道「三峰局ヶ岳線」	南伊勢地域森林計画	H26.4.1樹立
林道「西出菅合線」	南伊勢地域森林計画	H26.4.1樹立
林道「波留相津線」	南伊勢地域森林計画	H26.4.1樹立
林道「野又越線（大台町側）」	南伊勢地域森林計画	H26.4.1樹立
林道「トロセ線」	南伊勢地域森林計画	H26.4.1樹立
林道「木屋村山線」	南伊勢地域森林計画	H26.4.1樹立
林道「鶴ガ坂線」	南伊勢地域森林計画	H26.4.1樹立
林道「野又越線（紀北町側）」	尾鷲熊野地域森林計画	H25.4.1樹立
林道「江竜線」	尾鷲熊野地域森林計画	H25.4.1樹立

#### [施設の種類、事業主体]

- ・広域農道 三重県
- ・林道 三重県、津市、松阪市、大台町、紀北町

#### [事業区域]

- ・広域農道 松阪市、多気町
- ・林道 松阪市、大台町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、津市の区域の一部（美杉・一志地域を除く）

#### [事業期間]

- ・広域農道 平成27～28年度

- ・林道 平成27～31年度

[整備量及び事業費]

- ・広域農道：1.0 km、林道：14.7 km、  
林道の保全対策（点検診断）：128 路線
- ・総事業費 2,645,000千円（うち交付金 1,322,500千円）  
広域農道 70,000千円（うち交付金 35,000千円）  
林道 2,575,000千円（うち交付金 1,287,500千円）  
うち林道の保全対策 64,000千円（うち交付金 32,000千円）

### 5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「地産地消運動を支える道路整備計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

#### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

#### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

##### (1) 県産木材の需要拡大への取組

内 容 「三重の木」の利用拡大に向け、「三重の木」のPRや研修会の開催などを通じ県産木材の需要拡大を進める。

実施主体 三重県

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

##### (2) 県産木材の安定供給への取組

内 容 「三重の木」を安定的に供給するための体制づくりを行うため、「三重の木」となる原木供給と併せて木材の多段階利用を目指すとともに、木材の流通を改善する施設整備や、生産と需要のマッチングのために支援を行う。

実施主体 三重県

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

##### (3) 木質バイオマスエネルギー利用促進への支援

内 容 木質バイオマスをエネルギー源として利用するために必要な体制の構築を図る。

実施主体 三重県

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

##### (4) 県産農林水産物の需要拡大等に関する取組

内 容 県の生産物表示制度関連食材や高付加価値化に取り組む県内農林水産物に関する情報発信や、食育・地産地消の推進により、食の絆（信頼）の醸成を進め、県民の県産品に対する満足度の向上に努める。

事業主体 三重県

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

## 6 計画期間

平成27年度～平成31年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に三重県が必要な現地調査や聞き取り調査を行い、速やかに状況を把握する。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成25年度 (基準年度)	平成29年度 (中間年度)	最終目標
目標1 「ウッドピア松阪」へのアクセス改善	39分	24分	24分
目標2 「ウッドピア松阪」における原木等取扱量	10.2万m <sup>3</sup>	10.7万m <sup>3</sup>	11.0万m <sup>3</sup>

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収 集 方 法
「ウッドピア松阪」へのアクセス改善	計測により
「ウッドピア松阪」における原木等取扱量	ウッドピア松阪への聞き取りにより

・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況

## 2. 総合的な評価や今後の方針

### 7-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標の達成状況を始め中間評価及び事後評価の内容を、速やかに三重県農林水産部治山林道課及び農業基盤整備課のホームページにて公表する。